

ニ於テ永田支店長ト會見裏ニ提出セル要求事項ニ就テ交渉シタ
 ル永田支店長ハ拒絕シタル為代表三名ハ一旦第議團本部ニ引揚
 ケ協議ノ結果同日午後五時再々會社ヲ訪問シテ別記ノ要求書ヲ
 提出シテ引續キ交渉シタル結果漸々妥協成立スルニ至リ別記ノ
 賞書ノ通解決セリ
 右及申(通)報候也

別記

要求書

- 一、解雇者ニ對シテ一月一日分ニ割合ヲ以テ解雇手當ヲ支給スルコト
- 一、豫告手當一月分ヲ支給スルコト
- 一、一年功賞共一月分ヲ以テ支給スルコト
- 一、十年以上勤続者ニ金五十円也ト三組銀盃ヲ支給スルコト
- 一、羽生永喜名ノ傷害手當トシテ月給一月分ヲ支給スルコト
- 一、第議中ノ日給ヲ支給スルコト
- 一、第議費用トシテ金五百圓也ヲ支給スルコト

以上

別記

賞書

- 一、金壹千五百圓也 參拾日分手當全額(解雇者十二名)
- 一、金九百圓也 勤続手當全額(十二名ニ對シ一年十五圓ノ割)
- 一、金參百四拾八圓也 羽生永喜氏扶助金額